

随意契約（相手方指定）調書

件名	東京都市計画公園事業第 3 ・ 3 ・ 1 2 7 号町屋公園 補償説明業務委託	No.5200232
工（納）期	令和 8年 3月 3 1 日	
契約締結日	令和 7年 4月 1 日	
契約金額	推定総額 8, 8 4 9, 3 9 0 円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社N I S S O (法人番号：8010001033362)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	複数単価契約

業者選定理由書

件 名	東京都市計画公園事業第3・3・127号町屋公園補償説明業務委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社N I S S O 所在地 東京都千代田区神田佐久間町一丁目25番地 代表者 代表取締役 後藤 誠司
特命理由	本件は、都市計画公園事業（町屋公園）に必要な土地の取得に伴う、損失補償に関する補償説明業務を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 本件業務においては、権利者への補償内容の説明を行うため、受託者は権利者と信頼関係を築くことが重要である。複数年に亘り折衝が続くケースも多数あるため、同一の担当者が業務を行わなければ、区も信頼を失い、用地交渉の停滞を招く恐れがある。 上記業者は、これまでの業務において、権利者から厚い信頼を得ているため、別の業者に切り替えることは困難であることから、事業認可を取得している区間の事業が完了するまでの間については、本件業務を継続して上記業者に発注することとなっている。 他区においての補償説明業務の実績も豊富であり、前年度の履行状況も優良であることから、確実な業務の履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 (入札に付することが不利と認められるとき)